

0-1歳児室の面積最低基準について（ナショナルミニマムとしての基準の必要性と妥当性について）

児童福祉施設最低基準(S23 厚生省令) <抜粋>

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

・あいまいな表現のため、解釈次第で最低基準は1.65~3.3㎡/人となる
・面積基準は過去一度も改正されていない

認可外保育施設指導監督基準(H13 厚生労働省通知) <抜粋>

2 保育所等の構造設備及び面積

国が1.65㎡/人を事実上容認している

- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人あたり1.65㎡以上であること

●児童福祉施設最低基準の都道府県条例委任（規制改革・地方分権）についての経緯

H20. 3 規制改革推進のための3か年計画（改定）の閣議決定

→「どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する」

H20. 6 地方分権改革推進要綱（第1次）の決定

→「全国一律の最低基準を見直し、国は標準を示すにとどめる」方針が示される

H21. 3 機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業（全国社会福祉協議会）

→科学的・実証的に検証した結果、2歳未満児：4.11㎡/人、2歳以上児：2.43㎡/人が必要であることが示された

1.65㎡/人は著しく妥当性を欠く基準であることが判明した

H21. 12 地方分権改革推進計画の閣議決定（←地方分権改革推進委員会第3次勧告）

→最低基準については、都道府県等に条例委任にする（国の基準は「参酌すべき基準」とする）

ただし、居室面積基準等については、国の基準を「従うべき基準」とする

ただし、居室面積基準については、東京等の一定の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」とする

東京都の強い意向があり、ただし書きが盛り込まれた（東京都が前提とする現在の最低基準は3.3㎡/人）

H23. 5 地方分権改革推進計画・第1次一括法の公布

→居室面積基準については、省令で定める基準に従い、都道府県が条例で定める（法第13条）

ただし、厚生労働大臣が指定する地域にあたっては、政令で定める日までの間、省令で定める基準を標準として定めるものとする（附則第4条）

平成24年4月1日から施行する（附則第1条）

施行日から一年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす（附則第7条）

居室面積基準は、引き続き国の責任で定めることに

◆論点

- ・面積最低基準は規制改革や地方分権のやり玉に挙げられていたが、科学的・実証的には正しかったことを、国民にきちんと伝えるべきではないか？
- ・1.65㎡/人は著しく妥当性を欠く基準であることが判明したのだから、これを見直し、せめて3.3㎡/人を国の最低基準として明記すべきではないか？
- ・今後各都道府県が条例制定作業に入るため、見直しのタイミングは次期省令改正（秋頃の予定）であり、待ったなしの状況ではないか？